

令和 4 年度の実地調査及び立入検査計画（案）

令和 4 年 3 月 日
個人情報保護委員会

1. 個人情報の保護に関する法律に基づく実地調査及び立入検査

(1) 実地調査及び立入検査実施方針

- 行政機関等に対しては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）に基づき、行政機関等における個人情報等の取扱いに関する事務の実施状況について、定期的・計画的な実地調査を実施する。
- 上記のほか、漏えい等事案の報告、個人情報保護法に関する総合的な案内所に寄せられた情報等を踏まえ、必要に応じ、隨時に行政機関等に対する実地調査及び民間事業者に対する立入検査を実施する。

(2) 実施予定数

行政機関等 約 20 件。

2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等に基づく立入検査

(1) 立入検査実施方針

- 行政機関等に対しては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）及び特定個人情報の取扱いの状況に係る行政機関等に対する定期的な検査に関する規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 2 号）に基づき、行政機関等が保有する特定個人情報ファイル（個人番号関係事務に係るもの等を除く。）に記録された特定個人情報の取扱状況について、定期的な立入検査を実施する。

立入検査の実施に当たっては、これまでの立入検査で把握した各機関の個人番号の管理状況、各機関の規模、特定個人情報の取扱量及び漏えい等事案の有無等を踏まえ、メリハリのついた立入検査を行うとともに、個人情報保護法に基づく行政機関等に対する実地調査との一体化も考慮し、より柔軟かつ効果的な立入検査を実施する。

- 地方公共団体等に対しては、番号法に基づき、規模、過去の検査状況、定期報告の内容等を勘案のうえ選択的に立入検査を実施するとともに、検査項目を絞った立入検査を積極的に活用するなどして、多数の検査対象団体に対し、効果的かつ効率的に立入検査を実施する。

- 上記のほか、漏えい等事案の報告、苦情あつせん相談窓口に寄せられた情報等を踏まえ、必要に応じ、隨時に立入検査を実施する。

(2) 実施予定数

行政機関等 約5件、地方公共団体等 約60件（計 約65件）。

（注）本計画は、漏えい等事案の発生その他の状況により、変更することがある。

（参考）

○個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（抄）

（報告及び立入検査）

第143条 委員会は、第4章（第5節を除く。次条及び第148条において同じ。）の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者（以下この款において「個人情報取扱事業者等」という。）その他の関係者に対し、個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報又は個人関連情報（以下この款及び第3款において「個人情報等」という。）の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者等その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、個人情報等の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 （略）

（資料の提出の要求及び実地調査）

第153条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等（会計検査院長を除く。以下この款において同じ。）に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求め、又はその職員に実地調査をさせることができる。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（抄）

（委員会による検査等）

第29条の3 特定個人情報ファイルを保有する行政機関、独立行政法人等及び機構は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について委員会による検査を受けるものとする。

2 （略）

（報告及び立入検査）

第35条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該特定個人情報を取り扱う者その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、特定個人情報の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

○特定個人情報の取扱いの状況に係る行政機関等に対する定期的な検査に関する規則（平成 28 年
個人情報保護委員会規則第 2 号）（抄）

（委員会による検査）

第 2 条 個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、おおむね 1 年から 4 年ごとに、行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体情報システム機構が保有する特定個人情報ファイル（次に掲げるものを除く。）に記録された特定個人情報の取扱いの状況について検査を行うものとする。

一～四 （略）

2 （略）